

## 「権利制限の一般規定」について

平成 21 年 8 月 31 日

日本放送協会

### 1 著作物等の利用者として

NHKは、放送法に基づき、「公共の福祉のために」、「豊かで、かつ良い放送番組」を制作し、国民の知る権利に応えるためにも様々な放送を行っている。

現行の著作権法では、「時事の事件の報道のための利用」、「引用」などの制限規定が設けられており、これらの規定に基づいて著作物等を放送する場合がある。実際の利用に当たって制限規定の範囲内の利用かどうか判断を求められるケースは多い。時には解釈をめぐって権利者と見解が食い違うこともあるが、現在のところ裁判で争うには至っていない。

一方で、NHKオンデマンドの「見逃しサービス」など、新しい形態での利用も始まっているが、その際に放送の場合と同様の考え方ができるかなどという新しい問題も生じつつある。

もっとも、これらは権利制限の一般規定を導入するまでもなく、現在の制限規定の解釈や規定の仕方をより合理的なものにしていくことで解決が図られるものである。

### 2 放送番組の権利者として

NHKは公共放送としての立場から、受信料で制作された番組の公益的な分野での利用を進めている。

その際、放送番組の提供にあたっては、NHKの政治的公平性が疑われたり、公序良俗に反するなど反社会的な目的で使用されることのないよう、また、企業活動との関連では、NHKがあたかも特定の企業・商品を推薦したり品質保証をしていると受け取られないように、一定の提供基準を設けている。

したがって、仮に権利制限の一般規定を導入するとした場合、この提供基準との関係が問題になる。特に営利目的や企業活動における利用がどこまで適当かは慎重に検討する必要がある。一方で、公共放送として、教育・研究、福祉、医療、環境、災害対策など公益的な目的での利用についてはさらに推進したいと考えており、著作権法においても、現在の権利制限規定に加えて、一般規定の導入についても検討の余地はあると思われる。

権利制限の一般規定をめぐっては、日本においては産業政策的な視点からの検討が優先されてきたように思われるが、むしろ公益的見地から必要性の高い分野での検討を進めるべきである。

なお、仮に権利制限の一般規定が導入される場合、裁判外紛争解決手続（ADR）などの現実的な紛争解決手段や、実際の利用に当たってのガイドラインを協議する場も必要ではないかと思われる。

## 権利制限の一般規定について

### 1. 利用者としての放送事業者の立場から見た権利制限の一般規定について

#### (1) 映り込み

放送番組を製作するうえで、街頭や室内等に展示されている美術や写真の著作物等が、やむを得ず画面内に写りこんでしまう場合がある。

このような所謂「映り込み」は、形式的には違法と判断される可能性もあるが、

- ・ その著作物の利用を目的としたものではなく、不可避免的に記録されたものに過ぎず、
  - ・ その殆どは「著作物性を感得できない」程度のもの、
- であり、実務上、権利者と裁判等の紛争となった事例はない。

#### (2) その他

「引用」(著作権法第32条)、「時事的事件の報道のための利用」(同41条)等の個別の権利制限規定によって放送番組の製作を日常的に行っている。

上記のとおり、放送番組の製作のために、権利制限の一般規定を導入する必要性は低いといえる。

### 2. 権利者としての放送事業者の立場から見た権利制限の一般規定について

仮に権利制限の一般規定を導入した場合、例えば一般の視聴者がフェアユースと称して放送番組を私的に録画した複製物を使用して様々な利用を多数行うこと等が想定される。

しかし、こうした多数の利用の一つ一つについて権利制限に該当するか否かを裁判上で争うことは、個々の放送事業者の能力を大きく超えるものであり、対応は事実上不可能である。

このように、権利制限の一般規定の拡大解釈等により、権利者にとって対応不可能な権利侵害が助長され、権利者の利益が不当に害されることを懸念する。また、コンテンツの違法流通が拡大して正規のビジネスが阻害され、個々の創作者のインセンティブが削がれる結果となることを危惧する。

### 3. まとめ

以上により、当連盟としては、権利制限の一般規定の導入の検討に先立ち、まずは個別規定による対応について十分な検討を行うべきと考える。